

サービス一覧表

当ホームは、以下のサービスについて提供を行う。

1. 食事の提供

- (1) ホームは、栄養士の献立による栄養のバランスを考慮した食事を1日3回提供する。
- (2) 入居者が医師の指示により、治療食等の特別食が必要な場合は対応可能な範囲で行う。
- (3) 食事は、ホームの指示する場所で行う。
- (4) 食事サービスの提供は、別表5「食事サービス」に従って行う。

2. 各種、生活相談及び助言

入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し適切な助言を行う。

3. 金銭管理等

- (1) 入居者が金銭管理をホームに依頼した場合は、書面で確認のうえ適切な金銭管理を行う。
- (2) 金銭管理については、ホームが別紙「利用者所持金等の保管（取扱）要綱」に従って行う。

4. 災害、疾病等の緊急対応

- (1) 災害、非常時に備えて、消火設備、非常放送などの必要な設備を設ける。
- (2) 具体的な「防災計画」を立案し、入居者も参加した防災訓練を年3回以上実施する。
- (3) 入居者は、身体状況の急激な変化により緊急にホームの対応の必要性が生じたときは昼夜問わず24時間いつでも緊急通報装置などにて対応を求めることができる。
- (4) ホームは、入居者から緊急対応要請があった時は速やかに適切な対応を行う。
- (5) 入居者が予め、近親者等の緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

5. 協力医療機関との連携

協力医療機関及び協力歯科医療機関を定め、適切な治療が受けられるよう必要な協力を別紙の「協力医療機関委託契約書」の内容に従って行う。協力医療機関に関する詳細は重要事項説明書に明記する。

6. 在宅保健、サービスとの連携

- (1) 入居者の定期健康診断は、年2回以上の機会を与え、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮する。
- (2) 在宅サービス等、各関係機関との連携を十分に図り、その有効な利用について積極的な援助を行う。

7. その他の支援サービス

上記以外にも、ホーム内において一般的に対応できる範囲内での支援サービスを提供する。